

松山市環境報告書

～令和4年度 松山市の環境の状況等に関する年次報告～

松山市

この報告書は、環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成 16 年 6 月 2 日法律第 77 号）第 7 条及び松山市環境基本条例（平成 15 年 3 月 24 日条例第 9 号）第 12 条の規定に基づき、環境配慮等の状況の公表をするための年次報告です。

毎年度、当該年度の前年度における事業の実施状況について最新データ等を基に本報告書を公表することとします。

目次

令和4年度 松山市の環境の状況等に関する年次報告

第1章 総論

第1節 松山市の概要.....	1
1. 市域の沿革.....	1
2. 位置.....	1
3. 気象.....	2
4. 人口.....	2
5. 土地利用.....	3
6. 産業.....	3
7. 交通.....	4
8. 公園.....	4
第2節 環境行政の概要.....	5
1. 組織体制.....	5
(1) 松山市役所組織体制.....	5
(2) 環境部組織体制.....	5
2. 事務分掌.....	6
第2章 総合的な環境行政の推進	
第1節 第6次松山市総合計画／基本計画.....	9
1. 第6次松山市総合計画.....	9
2. 基本構想.....	9
3. 後期基本計画.....	9
第2節 環境審議会等.....	10
1. 松山市環境審議会.....	10
2. 松山市土壌汚染対策専門委員.....	11
3. 松山市希少動植物保護対策専門委員.....	12
第3節 松山市環境総合計画.....	14
1. 第2次環境総合計画.....	14
2. 環境の将来像 『協働が築く 自然と都市が調和するまち 松山』.....	14
3. 基本目標.....	15
4. リーディングプロジェクト.....	15
5. 実施計画.....	16
第4節 環境まちづくり推進マニュアル.....	17
1. マニュアル策定の背景・目的.....	17
2. 環境まちづくり推進マニュアルの概要.....	18
(1) 対象となる公共工事.....	18

(2) 環境配慮項目	19
(3) 運用方法	19
3. 公共工事の環境配慮の取り組みとマニュアルの見直し	20
第5節 環境教育の推進	21
1. 松山市エコリーダー派遣事業等	21
2. 体験型環境バスツアー	22
3. まつやま環境フェア 2021	22
4. 多様な主体と連携した啓発	26
第3章 循環型社会の形成	
第1節 処理計画	27
1. 一般廃棄物(ごみ)処理基本計画	27
2. 一般廃棄物処理実施計画	27
3. 生活排水処理基本計画	27
4. 災害廃棄物処理計画	28
第2節 適正処理に関する取り組み	29
1. 排出量の推移	29
2. 分別区分等の状況	30
(1) 分別種類	30
(2) ごみ分別はやわかり帳	31
(3) ごみ分別説明会	33
(4) 事業系廃棄物適正処理の周知・啓発	33
(5) 収集・運搬体制等	33
(6) 処理状況	34
3. 処理施設等	35
(1) 焼却施設	35
(2) 粗大ごみ処理施設	35
(3) 最終処分場	36
(4) 資源化施設	36
<コラム①>「松山方式」による塩類リサイクルの取り組み	37
4. 不法投棄防止対策等	38
(1) 不法投棄防止対策について	38
(2) 野外焼却対策について	39
<コラム②>スカイパトロール ～鳥の目線で不法投棄監視～	40
5. 資源化物の持ち去り行為防止対策	41
6. 「ごみ集積場所」における分別啓発活動	41
7. 産業廃棄物最終処分場支障等除去事業	43
第3節 減量・リサイクル等に関する取り組み	44
1. 廃棄物減量等推進員等	44

＜コラム③＞危険です！リチウムイオン電池はリサイクル BOX へ！	45
2. 電気式生ごみ処理機購入費補助金交付	46
3. 松山市事業系一般廃棄物減量等計画書	47
4. バイオディーゼル燃料のごみ収集車への利用	48
5. まつやま R e・再来館（りっくる）	49
第4節 ごみ処理広域化	51
1. 広域処理の必要性	51
2. これまでの経緯	51
3. 松山ブロックごみ処理広域化検討協議会等の開催実績	52
4. 松山ブロックごみ処理広域化基本構想	53
5. 松山ブロックごみ処理広域化に関する基本合意書	54
第5節 美化活動の推進	55
1. 松山のまちをみんなで美しくする条例	55
2. カラス等害鳥対策	55
3. 市民大清掃	56
4. ポイ捨て禁止の啓発	56
5. プチ美化運動	57
第6節 し尿処理	59
1. 松山衛生事務組合	59
2. 収集形態別処理状況	60
第4章 脱炭素社会の構築	
第1節 地球温暖化対策事業	61
1. 松山市環境モデル都市行動計画	61
2. 松山市役所温暖化対策実行計画	64
3. 松山市 SDGs 推進協議会について	64
4. SDGs スマートアイランドモデル事業について	65
＜コラム④＞エネルギーを「創る・貯める・賢く使う」取り組み	67
5. 水素ステーション導入に向けた取り組みについて	68
＜コラム⑤＞水素社会の実現に向けて	69
6. 地域特性を活かした再生可能エネルギーの導入等について	70
(1) 公共施設へのソーラー発電導入について	70
(2) 松山市クリーンエネルギー等導入促進事業	70
7. グリーン電力証書販売事業	71
第5章 大気・水・土壌等環境の保全	
第1節 大気環境	72
1. 大気の現況	72
2. 大気汚染防止の取り組み	73

<コラム⑥>吹付けアスベスト等の除去作業の立入指導を行っています！	74
第2節 水環境	75
1. 水質の現況.....	75
(1) 河川・海域の水質	75
(2) 地下水の水質.....	76
2. 水質汚濁防止の取り組み.....	77
(1) 事業場排水対策	77
(2) し尿処理.....	77
(3) 生活排水対策事業	79
<コラム⑦>良好な水環境の保全に向けた取り組み ～立入調査・水質監視～	81
第3節 ダイオキシン類等化学物質.....	82
1. ダイオキシン類	82
2. 有害大気汚染物質.....	83
第4節 騒音・振動	84
1. 騒音.....	84
2. 振動.....	84
第5節 悪臭.....	85
第6節 土壌汚染.....	85
第7節 公害苦情.....	87
第8節 空き地等の雑草対策.....	88
第9節 環境保全協定.....	88
第6章 自然環境の保全・創出	
第1節 希少動植物保護.....	90
1. 「レッドデータブックまつやま」の活用	90
2. 特定外来生物による生態系被害防止の取り組み	91
3. 和気浜緑地での自然環境学習会.....	92
第2節 まつやま自然ネットワーク	93
資料編Ⅰ 環境関係年表	
資料編Ⅱ ごみ統計等	
資料編Ⅲ 環境保全の概要	
資料編Ⅳ クリーンエネルギー等導入促進	

第 1 章

総論

第1節 松山市の概要

1. 市域の沿革

松山の名は、慶長7年（1602年）加藤嘉明が築城にかかり、翌8年松山城と名づけたことに始まります。明治6年愛媛県庁が設置され県都となり、明治22年12月15日、全国で39番目の市として市制が施行され、政治・経済の中心都市として成長してきました。

以後、周辺町村と編入を重ねながら、平成17年1月、松山市の北に隣接し、海・山の豊かな自然環境を有する北条市及び松山市の北西の海上に位置し、“みかんとトライアスロンの島”として知られている中島町と合併しました。

表1 市域のうつりかわり

編入年月日	編入市町村名
明治 22.12.15	市制施行
41. 4. 1	朝美, 雄郡, 素鷲, 道後村の各一部
大正 12. 4. 1	道後村の一部
15. 2.11	朝美, 雄郡, 素鷲, 御幸村
昭和 7. 2. 1	道後湯之町の一部
15. 8. 1	三津浜町, 久枝, 味生, 桑原, 潮見, 和気, 堀江村
19. 4. 1	道後湯之町, 生石, 垣生村
29. 2. 1	興居島村
29.10. 1	余土村
30. 5. 1	湯山, 五明, 伊台, 久米村
34. 4.10	浮穴村
36.12.15	小野村
37. 4. 1	石井村
43.10.25	久谷村
平成 17. 1. 1	北条市・中島町

2. 位置

松山市は、愛媛県の中央部に位置し、瀬戸内海に突き出した高縄半島の西部及び忽那諸島などから構成されています。

市街地は三方を高縄山系や石鎚山系の1,000m級の山岳に囲まれ、石手川や重信川によって形成された松山平野の北部を中心に広がっています。西部の海岸線は比較的緩やかな一方、島嶼部は変化に富んだ海岸線を形成し、好漁場を有するほか、優れた景観から瀬戸内海国立公園にも指定されています。



また、北東部・南部に広がる森林は、その一部が奥道後玉川県立自然公園に指定されており、とりわけブナの原生林が美しい高縄山は野鳥の宝庫となっています。

3. 気象

松山市の気候は温暖な瀬戸内海式気候に属し、令和4年の平均気温は17.3度（最高気温35.9度：最低気温-1.5度）、年間降水量は1030.0mm、平均相対湿度は69%、年間日照時間は2153.4時間でした。

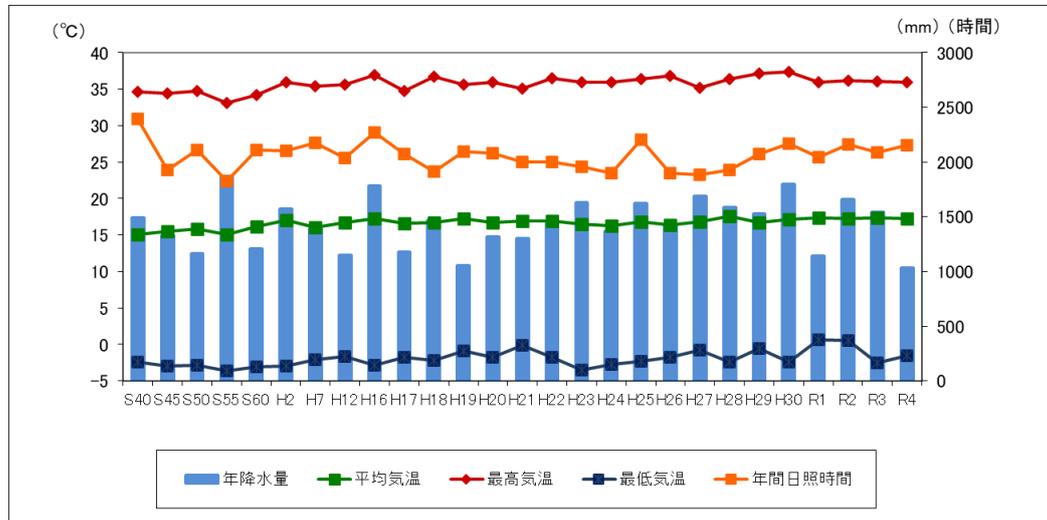


図1 松山市の気候変動（気象庁の資料により松山市が作成）

4. 人口

人口は、平成17年1月1日の旧北条市及び旧中島町との合併により、四国で初めての50万都市となりました。

また、令和4年10月1日現在の推計人口は、506,238人（男237,776人、女268,462人）世帯数は243,537世帯です。

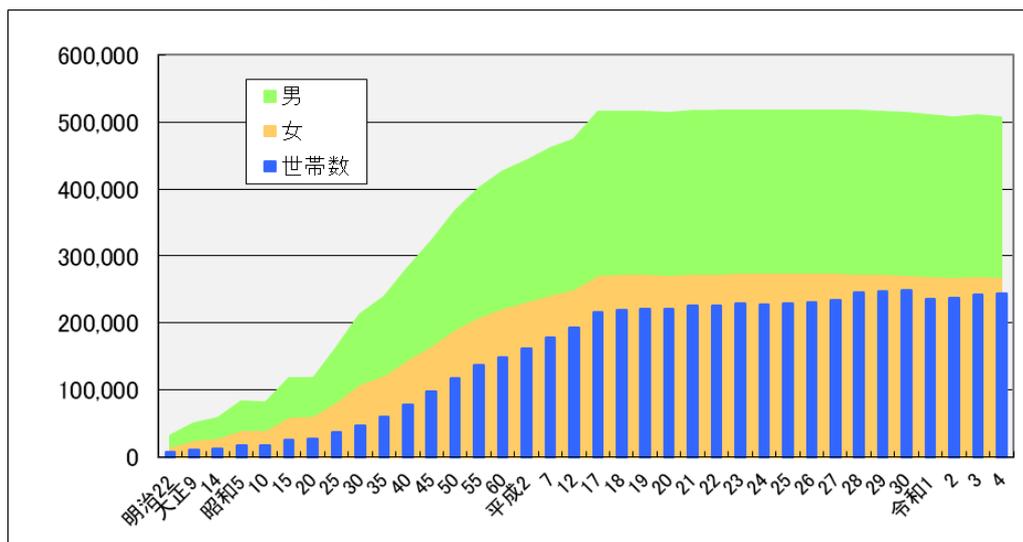


図2 人口・世帯数の推移

5. 土地利用

本市の行政区域の総面積は 42,940ha であり、そのうち都市計画区域は 21,447.4ha（市街化区域 7,028.7ha、市街化調整区域 14,418.7ha）です。

また、市街化区域のうち用途地域別の面積では、住宅系地域 4,595.5ha（65.4%）、商業系地域 895.5ha（12.7%）、工業系地域 1,451.6ha（20.7%）、用途未指定地域 86.1ha（1.2%）となっています。

表2 都市計画区域面積（令和4年4月1日現在）

都市計画区域面積	市街化区域（用途指定地域別）													市街化調整区域
	総数	第1種低層住宅専用	第1種中高層住宅専用	第2種中高層住宅専用	第1種居住	第2種居住	準住居	近隣商業	商業	準工業	工業	工業専用	無指定	
21,447.4	7,028.7	1,026.1	405.3	231.8	2,719.3	200.4	12.6	572.0	323.5	862.0	139.4	450.2	86.1	14,418.7

資料：松山市都市・交通計画課
注）令和4年4月1日現在

出典：松山市統計書（令和3年度版）

6. 産業

産業構成における事業所数では、卸売業・小売業、宿泊業・飲食サービス業で約 40%を占め、生活関連サービス業・娯楽業、医療・福祉、建設業と続いています。また、従業者数では、卸売業・小売業の次に医療・福祉の割合が大きく、続いて宿泊業・飲食サービス業、サービス業、製造業という順番になっています。

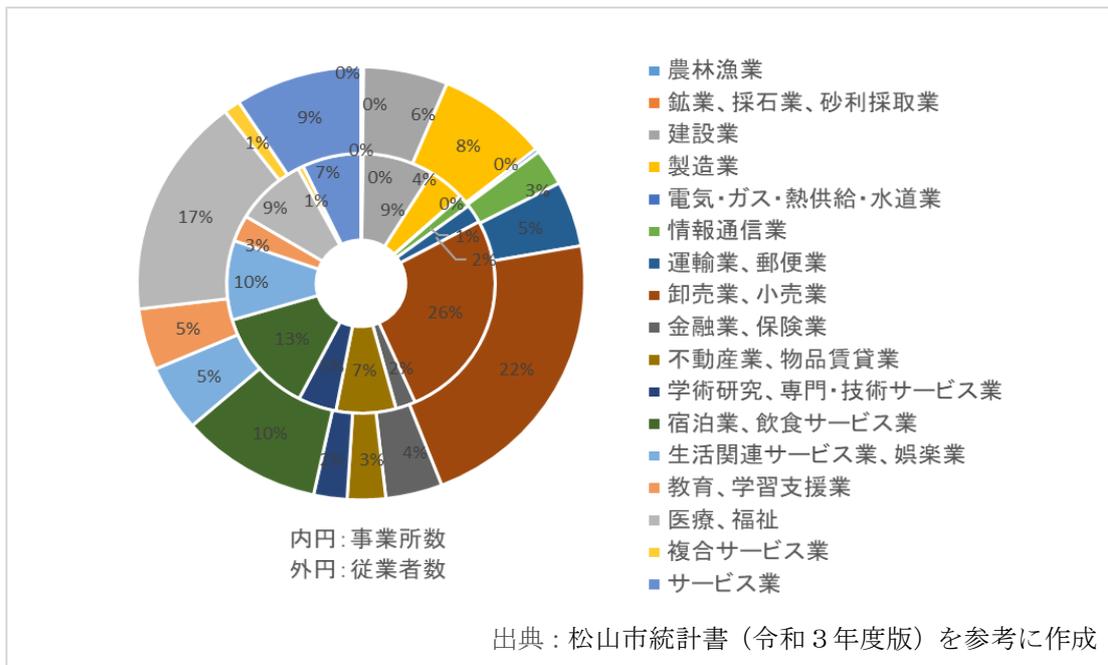


図3 平成28年 産業大分類別事業所数及び従業者数

7. 交通

主要な幹線国道は、香川・徳島方面への国道 11 号と高知方面への国道 33 号、愛媛県南予方面への国道 56 号と今治市へと続く国道 196 号・317 号があります。

また、国道 11 号、国道 33 号と国道 56 号の終点が市役所本庁舎前にあります。

公共交通機関は、路線バスが 34 路線（高速バス等を除く）、鉄道が私鉄の 2 系統と軌道（路面電車）が 5 系統及び J R 予讃線があります。

松山空港からは国内へ 7 路線、海外へ 2 路線が就航しています。



(国道 11・33・56 号が終点となる
本庁舎前交差点)

8. 公園

都市公園法に基づき、市民の憩いの場や地域のレクリレーション等に利用され、公共の福祉の増進に資する公園または緑地は、令和 4 年度末現在で 345 ケ所あります。

また、市民 1 人当たりの公園面積は約 7.73 m²/人です。

表3 都市公園

分類	箇所数	面積
街区公園	207 ケ所	42.61ha
近隣公園	16 ケ所	13.82ha
地区公園	1 ケ所	6.97ha
総合公園	4 ケ所	170.86ha
運動公園	1 ケ所	37.86ha
広域公園	1 ケ所	33.72ha
風致公園	3 ケ所	32.73ha
歴史公園	1 ケ所	0.48ha
緩衝緑地	1 ケ所	0.40ha
都市緑地	110 ケ所	49.79ha
都市公園計	345 ケ所	389.24ha

第2節 環境行政の概要

1. 組織体制

(1) 松山市役所組織体制

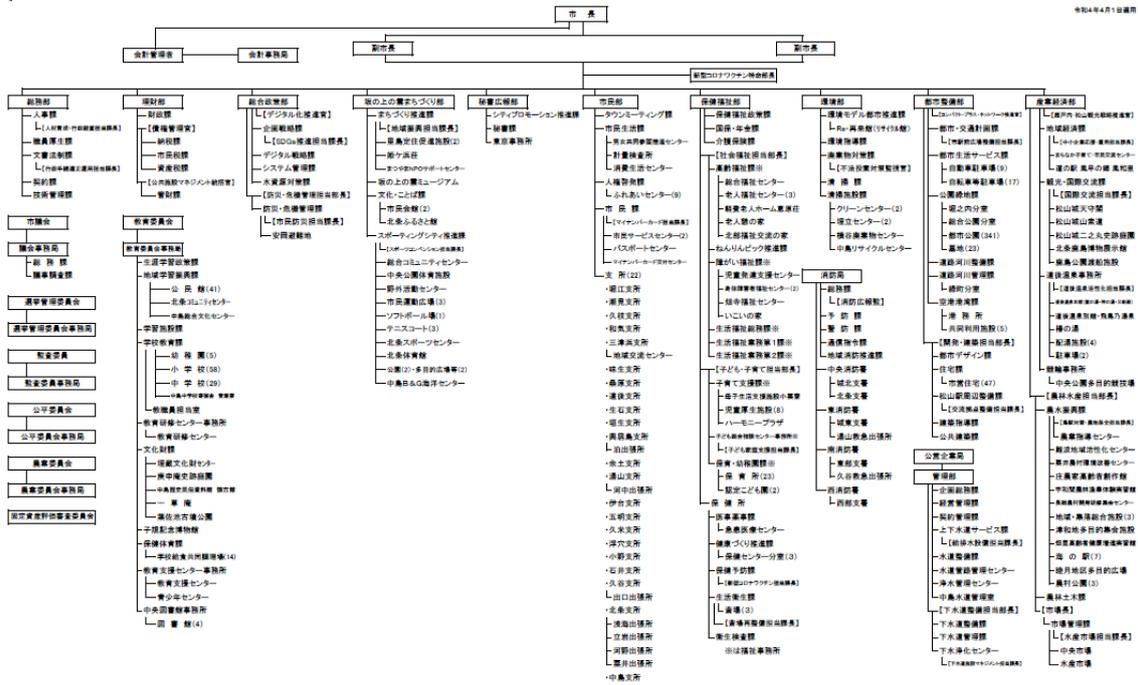


図4 松山市行政機構図(令和4年4月1日現在)

(2) 環境部組織体制

表4 環境部組織体制(令和4年4月1日現在)

	部長	副部長	課等長	主幹	副主幹	主査	主任	主事・技師 (補職・任期 付職員含む)	労務職	計
環境部	1	2								3
環境モデル都市推進課			1	1	3	2	5	5		17
環境指導課			1	1	5	2	2	4		15
廃棄物対策課			1	2	2	1	6	6		18
清掃課			1	1	2	4	2	3	91	104
清掃施設課			1	1	3	2	1	1		9
南クリーンセンター					1		2	1		4
西クリーンセンター					2					2
横谷埋立センター				1	1		1			3
横谷廃棄物センター										横谷埋立センターと兼務
大西谷埋立センター						1	1			2
中島サイクルセンター						1	1			2

※休職中の職員や再任用職員も含む

2. 事務分掌（松山市事務分掌規則 第2条より）

環境モデル都市推進課

- ア 環境モデル都市に関すること。
- イ 環境総合計画に関すること。
- ウ ごみ処理広域化計画の基本方針に関すること。
- エ 松山市環境審議会に関すること。
- オ ごみ処理に係る一般廃棄物処理計画に関すること。
- カ 地球温暖化対策の推進に関すること。
- キ 太陽光発電等新エネルギーに関すること。
- ク 環境教育推進事業及び環境啓発普及事業に関すること。
- ケ 松山のまちをみんなで美しくする条例(平成15年条例第10号)に基づく美しいまちづくりの推進に関すること(他課等の所管する事務を除く。)
- コ 松山市リサイクル等に関する啓発施設に関すること。

環境指導課

- ア 大気汚染防止、水質汚濁防止、土壌汚染防止、騒音規制、振動規制、地盤沈下及び悪臭防止に関すること。
- イ 環境保全協定に関すること。
- ウ 特定工場における公害防止組織の整備に関すること。
- エ 環境影響評価に係る調整に関すること。
- オ 浄化槽法(昭和58年法律第43号)に基づく届出及び指導監督並びに浄化槽保守点検業者の登録及び指導監督に関すること。
- カ し尿の収集運搬業及び処分業並びに浄化槽清掃業に対する指導に関すること。
- キ し尿の収集及び運搬に関すること。
- ク 合併処理浄化槽に係る補助に関すること。
- ケ 生活排水に係る一般廃棄物処理計画に関すること。
- コ 雑草等の除去に係る指導に関すること。
- サ 下水道整備に伴う一般廃棄物処理業者との協定に関すること。
- シ 希少動植物の保護に関すること。
- ス 自然公園に関すること(他課等の所管する事務を除く。)
- セ 松山衛生事務組合に関すること。

廃棄物対策課

- ア 一般廃棄物及び産業廃棄物(以下この号において「廃棄物」という。)の処理業の許可及び指導監督に関すること(し尿に係るものを除く。)
- イ 廃棄物処理施設の設置許可及び指導監督に関すること。
- ウ 廃棄物処理施設の定期検査に関すること。
- エ 熱回収施設の認定に関すること。
- オ 再生利用業者の指定に関すること。
- カ 2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に関すること。
- キ 廃棄物再生事業者の登録に関すること。
- ク 廃棄物の不法投棄及び野外焼却に係る指導及び対策に関すること(し尿に係るものを除く。)
- ケ 事業系一般廃棄物及び産業廃棄物の適正処理の推進に関すること。
- コ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正処理の推進に関すること。
- サ 使用済自動車の再資源化に関すること。
- シ 使用済自動車の海上輸送に係る補助に関すること。
- ス 建設工事に係る資材の再資源化等に関すること(建築指導課の所管する事務を除く。)

清掃課

- ア 家庭系一般廃棄物の収集及び運搬に関すること(し尿に係るものを除く。)
- イ 家庭系一般廃棄物の収集運搬業務の委託及び指導監督に関すること(し尿に係るものを除く。)
- ウ 家庭系一般廃棄物の減量及びリサイクルに関すること。
- エ ごみ集積場所に関すること。
- オ ごみカレンダー及び粗大ごみ収集申込みガイドに関すること。
- カ 一般廃棄物に係る不法投棄ごみの収集及び運搬に関すること。
- キ 犬、猫等の死体の収集及び運搬に関すること。
- ク ボランティア清掃に関すること。
- ケ 廃棄物減量等推進員及び協力員に関すること。
- コ ふれあい収集事業に関すること。

清掃施設課

- ア 一般廃棄物処理施設の整備に関すること。
- イ ごみ処理広域化に関すること(環境モデル都市推進課の所管する事務を除く。)
- ウ 公衆便所に関すること(他課等が所管する施設に付帯するものを除く。)

- エ 一般廃棄物処理手数料の減免に関する事。
- オ クリーンセンターに関する事。
- カ 埋立センターに関する事。
- キ 横谷廃棄物センターに関する事。
- ク 中島リサイクルセンターに関する事。